

社会福祉法人 貴 峯 定款細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人貴峯（以下「法人」という。）定款第四〇条の規定により、法人の運営及び業務執行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第六条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める評議員選任・解任委員会細則によるものとする。

第3章 評議員会

(評議員会)

第3条 評議員会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 6月評議員会

- ア 前年度の決算報告及び事業実績報告
- イ その他、法人定款第一〇条に規定する事項

(2) 3月評議員会

- ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
- イ 翌年度の予算及び事業計画
- ウ その他、法人定款第一〇条に規定する事項

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または、定款第十二条第二項の規定に基づき評議員会の開催請求があったときに、理事長が招集する。

(評議員会の招集)

第4条 理事長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書等を添付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議 長)

第6条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(議長の議決権)

第7条 評議員会における議長の議決権は可否同数のときにのみ行使するものとする。したがって、評議員会は、過半数を超える出席者に1名を加えた出席数が議決に要する最

小必要数となることに留意するものとする。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第8条 定款第一〇条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1-1に記載のとおりとする。

(議事録)

第9条 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書等を添付し、袋とじ等して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第10条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

(選考手続き)

第11条 理事長は、評議員の任期満了直前の理事会までに次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、選考に当たり、次期評議員となるべき者から、事前に履歴書を徴するものとする。

3 評議員選任・解任委員会で選任された評議員は、任期開始日前までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第12条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第13条 評議員の欠員補充については、第11条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第14条 理事長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第4章 理事会

(議決事項)

第15条 理事会で決定すべき法人の業務の一覧は、別表1-2に記載のとおりとする。

(報告事項)

第16条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

(1) 監事の監査結果

(2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)

(3) 法人定款第一七条第3項の規定により理事長が執行した職務の状況

(4) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会)

第17条 理事会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 5月理事会

ア 前年度の決算報告及び事業実績報告

イ その他、第15条及び第16条に規定する事項

(2) 10月理事会

ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更

イ その他、第15条及び第16条に規定する事項

(3) 3月理事会

ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更

イ 翌年度の予算及び事業計画

ウ その他、第15条及び第16条に規定する事項

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき招集する。

(理事会の招集)

第18条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第19条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議長)

第20条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事のなかから互選により選出する。

(議長の議決権)

第21条 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最小必要数となることに留意するものとする。

2 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(議事録)

第22条 出席した理事長及び監事は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付し、袋とじ等して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第23条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第5章 監事

(監査の実施)

第24条 法人定款第一八条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を理事長が作成した後、速やかに（毎年5月末までの決算理事会の前

日までに) 実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときには、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第25条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するとともに、理事会、評議員会で報告するものとする。

第6章 役員の選任

(選任手続き)

第26条 理事長は、役員の任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、選考に当たり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。ただし、重任となる役員にあつては身分証明書の提出を省略することができる。

3 選任された役員は、任期開始日前までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第27条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第28条 役員の欠員補充については、第26条の規定を準用する。

(役員名簿)

第29条 理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第30条 理事長が専決することのできる事項は、別表4のとおりとする。

(変更等)

第31条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

附 則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人神奈川県厚生協会定款細則(平成17年12月1日施行)は、平成29年3月31日付けで廃止する。

3 この細則は、平成30年12月17日から施行する。